

仕 様 書

本業務の受託者は、入所・通所者に対して適性な栄養を給与し、安全で、快適な入所・通所生活を送れるように、委託者の指示に従い、下記により実施するものとする。

1. 委託者が受託者に委託する業務は、入所・通所者食事サービス提供業務（以下食事サービス）とする。
2. 受託者は、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守し、衛生管理を徹底するものとする。
3. 受託者が使用できる施設・設備は、委託者が定める厨房及び食堂・休憩室とし、清潔、整理・整頓に心がけ使用するものとする。
4. 委託者および受託者の業務分担は、入所者食事サービス提供業務取扱要領のとおりとする。
5. 委託する食事サービスは、一般食とその他業務（キザミ・ミキサー・治療食）とする。
6. 献立は、受託者で作成するものとし、委託者の許可を得るものとする。
7. 調理は、献立表に示された食材料の質を生かし、量を遵守したうえ、特に味付けに留意し、入所・通所者の食欲を増進するように創意工夫を行うと共に、適性温度の確保に努めるものとする。
8. 委託者は、入所・通所者食として適切かどうかを評価するために毎食検食を行う。
9. 配膳時間及び下膳開始時間は、入所者食事サービス提供業務取扱要領のとおりとする。
10. 食器は、浸漬槽に浸した後、洗浄機で洗浄し、食器消毒保管庫により消毒するものとする。
11. 入所・通所者食事サービスにかかる受託者の負担経費は、入所・通所者食事サービス提供業務取扱要領によるものとする。
12. 受託者は、大量調理施設衛生管理マニュアルに定める衛生管理簿を作成し、委託者の点検、確認を得るものとする。
13. 受託者は、法令の定めるところにより、受託責任者（栄養士）を配置するものとする。
14. 受託者は、労働安全衛生法に基づく健康診断並びに検便を毎月1回以上（5～10月にあつては2回）実施し、その結果を保存するとともに委託者に報告するものとする。健康診断の結果、異常が発見された場合は、速やかに対応をとるとともに直ちに委託者に連絡し、指示に従うものとする。
15. 受託者は、従事者の資質の向上を図るため衛生面及び技術面等の研修及び訓練を適宜実施するものとする。
16. 受託者は、従事者が調理を行う場合には制服等を着用させ、清潔に留意するものとする。
18. 受託者は、予め全従業員の名簿、勤務割振表を委託者に提出するものとする。
19. その他詳細については、入所者食事サービス提供業務取扱要領によるものとする。